

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 原口医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市鶴見台1丁目14番15号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成10年 8月26日

- (4) 設立登記年月日 平成10年 9月 8日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	原口 千春	原口医院 管理者
理事	原口 ミサ子	
同	原口 美保	
監事	永岡 秀敏	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	原口医院	4210164515	長崎市鶴見台 1丁目14番15号	一般病床 19床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年11月27日 令和 6年度決算の決定

令和 7年 9月24日 令和 7年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 3 - 2

法人名 医療法人 原口医院
 所在地 長崎市鶴見台1丁目14番15号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 7年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	431,960	I 流 動 負 債	10,994
II 固 定 資 産	36,174	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	15,012	負 債 合 計	10,994
2 無 形 固 定 資 産	535	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,626	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	447,140
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	457,140
資 産 合 計	468,135	負 債 ・ 純 資 産 合 計	468,135

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 原口医院
 所在地 長崎市鶴見台1丁目14番15号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	205,463
2 事業費用	193,433
本来業務事業利益	12,030
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	12,030
II 事業外収益	2,893
III 事業外費用	0
経常利益	14,923
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	14,923
法人税等	2,909
当期純利益	12,014

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 原口医院
 所在地 長崎市鶴見台1丁目14番15号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 7年 9月 30日現在)

1. 資 産 額	468,135 千円
2. 負 債 額	10,994 千円
3. 純 資 産 額	457,140 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	431,960
B 固 定 資 産	36,174
C 資 産 合 計 (A+B)	468,135
D 負 債 合 計	10,994
E 純 資 産 (C-D)	457,140

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

関係事業者

- ① 医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
- ② 医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人

関係事業者と行う取引

- ① 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり
かつ、当該事業年度の事業収益の総額又は事業費用の総額の10%以上を占める取引
地代家賃 原口千春 6,000,000 非該当
原口ミサ子 7,200,000 非該当
- ② 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり
かつ、当該事業年度の事業外収益の総額又は事業外費用の総額の10%以上を占める取引
- ③ 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
- ④ 資産又は負債の総額が、当該会計年度の末日の総資産の1%以上を占め
かつ、1千万円をこえる残高になる取引
代表者勘定 原口千春 44,063,237 該当
未収入金 44,914,898 該当
- ⑤ 資金貸借、有形固定資産の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり
かつ、当該会計年度の末日の総資産の1%以上を占める取引

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 原口医院
理事長 原口 千春 殿

私は、医療法人 原口医院 の令和6会計年度（令和 6年10月1日から令和 7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年11月29日

医療法人 原口医院

監事 永岡秀敏



この謄本は、監事監査報告書の原本と相違ありません。

医療法人 原口医院
理事長 原口 千春

